

「消費税の軽減税率に関する検討について」ヒアリング概要

平成26年10月  
自由民主党・公明党  
与党税制協議会

## はじめに

平成 26 年度税制改正大綱において、「消費税の軽減税率制度については、『社会保障と税の一体改革』の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する」旨を決定した。

これを踏まえ、広く国民の声を聞き検討を行うため、本年6月には「消費税の軽減税率に関する検討について」（以下「六月資料」という。）を公表した。この中で、低所得者への配慮として生活必需品にかかる消費税負担を軽減し、かつ購入頻度の高さによる痛税感を緩和する観点から対象品目を絞り込むとの考えの下、対象品目について所要財源とともに飲食料品8案を、区分経理について4案を、簡易課税制度等については軽減税率導入に伴う論点を、それぞれ提示した。

その上で、国民の意見を聞く一環として、「六月資料」で示された案について、7月上旬から8月末にかけて、事業者団体や消費者団体、実務家団体など幅広い分野の62団体からヒアリングを実施した。本報告は、今後の検討に資するため、その際、62団体から出された意見の概要をとりまとめたものである。

## 与党税制協議会におけるヒアリング団体（合計 62 団体）

### 第 1 回：7 月 8 日（火） 11 団体

日本経済団体連合会、日本税理士会連合会、TKC 全国政経研究会、  
全国間税会総連合会、全国法人会総連合、全国青色申告会総連合、  
日本労働組合総連合会、全国消費者団体連絡会、全国地域婦人団体連  
絡協議会、全国消費生活相談員協会、日本消費生活アドバイザー・コ  
ンサルタント協会

### 第 2 回：7 月 9 日（水） 9 団体

全国農業協同組合中央会、全国漁業協同組合連合会、大日本水産会、  
全国水産加工業協同組合連合会、食品産業センター、精糖工業会、  
全国米穀販売事業共済協同組合、酒類業中央団体連絡協議会、全国中  
央市場青果卸売協会

### 第 3 回：7 月 15 日（火） 9 団体

日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本スーパーマーケット  
協会、新日本スーパーマーケット協会、日本農業法人協会、日本フ  
ランチャイズチェーン協会、日本中古自動車販売協会連合会、日本コ  
ンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合、全国質屋組合連合会

### 第 4 回：7 月 29 日（火） 14 団体

日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本新聞協会、日本専  
門新聞協会、日本書籍出版協会、日本雑誌協会、日本商工会議所、  
全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連  
合会、住宅生産団体連合会、不動産団体連合会、日本フードサービス  
協会

### 第 5 回：8 月 29 日（金） 19 団体

四病院団体協議会、日本新聞販売協会、日本パン工業会、全日本パン  
協同組合連合会、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本生活協  
同組合連合会、全国生活衛生同業組合中央会、日本チェーンドラッグ  
ストア協会、日本芸能実演家団体協議会、日本保育協会、全国保育  
協議会、全国私立保育園連盟、全日本私立幼稚園連合会、全国国公立  
幼稚園長会、全国老人福祉施設協議会、全国老人保健施設協会、  
日本加工食品卸協会

## 62 団体からの意見の概要

### 1. 軽減税率制度、低所得者対策に対する考え方

- 痛税感を緩和して消費税率引上げの消費行動への影響を抑える、農業や水産業、飲食料品製造業の発展を図るなどの観点から、飲食料品に対する軽減税率を導入すべき。
- 財源確保と事務負担への配慮を前提に、10%時における軽減税率の導入を検討すべき。
- 軽減税率や給付付き税額控除を併せて検討し、その利害得失を勘案しながら、効果的な逆進性対策を検討すべき。
- 軽減税率は、税収が減少して社会保障財源に影響すること、高所得者にも恩恵が及ぶこと、対象品目の合理的な線引きが困難であること、税制を複雑にすること、事業者の事務負担が増加することなどの問題があり、
  - ・軽減税率の導入には慎重な検討が必要
  - ・少なくとも消費税率が10%の段階までは単一税率を維持すべき
  - ・単一税率を極力維持すべき
  - ・単一税率を維持すべき
- 逆進性対策は、番号制度などの環境整備をし、給付付き税額控除や、給付等で対応すべき。
- 仮に軽減税率を導入する場合にも、ごく狭い範囲に限定し、給付付き税額控除と併用すべき。
- 低所得者対策としては、社会保障・税一体改革による給付と負担の全体像を踏まえつつ、当面簡素な給付措置を実施すべき。
- 低所得者対策は、一定の低所得者世帯や子育て世帯に対し、健康保険の自己負担割合を引き下げるなど、社会保障制度改革の枠組みの中で行うべき。

### 2. 対象品目の線引きについて

- 8パターンいずれの場合も、線引きの矛盾が生じるので、わかりやすさを最優先にするとともに、事業者の負担にも配慮し、全ての飲食料品を軽減税率の対象にすべき。
- 消費者にとって分かりやすい（納得できる）ものとするのが最優先であり、対象をできるだけ限定せず、また農業者の事務負担能力などを勘

案し、「食用に向け生産されたもの」を対象とすべき。具体的には、酒・外食除きの案や菓子又は飲料除きの案が妥当である。

- 水産物については、加工品が多いといった特性を踏まえ、対象分野を限定することなく、飲食料品全般とすべき。
- 全ての飲食料品について軽減税率を適用すべきであるが、財源との関係からその対象を絞り込む場合には、主食としての米、パン類、麺類を対象として最優先すべき。
- 酒及び外食を除く飲食料品についてゼロ税率または軽減税率、調剤についてゼロ税率、一般用医薬品について軽減税率を求める。
- わかりやすさと財源を考えれば、生鮮食料品を軽減税率の対象にすべき。
- 青果物は、気象条件等により価格変動が激しいことから、軽減税率の対象にしたとしても痛税感を緩和するとは思われない。また、青果市場では加工品の取扱いもあるため、軽減税率を導入する場合には、対象品目を生鮮食料品に限定することは避けるべき。
- 砂糖を軽減税率の対象とすべき。
- 生活必需品かつ購入頻度の高い米穀および米穀関連商品を軽減税率の対象とすべき。(玄米、雑穀、おにぎり等も含む。)
- 低所得者層への配慮という政策目的に照らせば、日常的な食料品に限定する事が望ましいことから、「米、味噌、醤油」あるいは「精米」に限定することが望ましい。
- 新聞、書籍、雑誌などを軽減税率の対象にすべき。
- 住宅を軽減税率の対象にすべき。
- 実演芸術活動に課税をすべきではない。
- 社会保険診療を行うための医薬品については、消費税相当額が薬価に満額含まれている現状を踏まえ、今後の税率引き上げに伴って患者負担が増えていくことのないよう、軽減税率の対象として位置付けるべき。
- 医療保険分野・介護保険分野に係る消費税を原則課税とするとともに、利用者の本人負担が増すことのないよう、ゼロ税率・軽減税率を導入すべき。
- 対象品目を限定すれば減収規模を抑えられるという考えがあるかもしれないが、なぜ限定するのか、なぜ他は対象にならないのか、国民が納得できるような合理的な線引きは困難であり、また課税の中立性が損なわれる。

- 時の行政の判断で税率区分が変更され、その都度経済活動に混乱を与えるおそれがあり、また対象の拡大を求める陳情合戦となり、ひいては消費税制度の本質を歪ませる。
- 飲食料品は子どもから高齢者まですべての消費者が購入するものであり、簡素で分かりやすい制度であることが求められるが、8パターンいずれの場合も複雑にすぎ、事業者はもとより、消費者は制度を理解することができない。
- 8パターンいずれの場合にも、対象か否かグレーゾーンが生じ、また同じようなサービスであっても標準税率と軽減税率に分かれて一物二価の状態になりうることから、国民、事業者双方に大きな混乱が生じ、トラブルにつながる。
- 軽減税率の適用の判断に際して、事業者の事務が複雑になり、事務負担及びそれにかかるコストが増加するとともに、徴税コストも増大する。
- 新たな商品について軽減税率適用の有無の判断が必要となり、商品開発を阻害するおそれがある。
- 軽減税率の適用範囲の是非認を巡り、税務訴訟等が増加し、社会的コストの増大を招く。
- 食品業界の中には、軽減税率の適用を受けると、低所得者のための商品なのだから価格全体を軽減するように圧力がかかり、いつまでも安売りが続き、デフレ脱却から取り残されるのではないかとの懸念がある。
- 「六月資料」では飲食料品に絞って案が示されているが、新聞や公共料金、住宅等の声があがっている中、本当に飲食料品だけで済むのかという問題がある。

### 3. 財源について

- 税率差2%程度では痛税感の緩和や逆進性の緩和にならない一方、痛税感の緩和を実感できる程度の差をつけると多額の減収が生じる。
- 軽減税率の導入により、これまで見込んできた財源に不足が生じ、少子化対策の推進や社会保障水準の後退などの影響、ひいては将来世代への国民負担の先送りなどが生ずることになりかねない。
- 消費税率の引上げは、社会保障と税の一体改革であるという原点をしっかりと守るべき。
- 軽減税率による減収を補てんするために、標準税率の更なる引上げか、社会保障給付の抑制、社会保険料の引上げなどが必要となる。

- 得べかりし税収を補うために標準税率を高くすることは国民の理解を得られるとは思えない。
- 軽減税率の導入による財源を社会保険料で賄うとすれば、成長の制約となる。
- 消費税のみではなく、政府の歳出の見直し、法人税・所得税・資産税などを含む税負担の総合的な見直しなどを強化すべき。
- 軽減税率導入が社会保障財源の縮小に直結するかのような前提を設けることなく議論すべき。
- 軽減税率を導入する際には、地方消費税や地方交付税の総額が減少することから、地方の社会保障財源に影響を与えないよう、地方税財源を確保する方策を同時に講じるべき。
- 新聞の場合は標準税率と軽減税率の差が1%の場合で150億円、仮に5%だとすると750億円、10%から8%にもどすとなると300億円程度となるが、これは政策的な工夫で十分手当てできる額ではないか。
- 海外事業者からの電子書籍の配信等に消費税を課税できるようになれば、100～200億円の増収が見込めるので、これを軽減税率の財源に充てれば良いのではないか。

#### 4. 区分経理について

- 軽減税率と標準税率の適用を区分した経理が必要となり、事業者に新たな事務負担、システム改修のための負担が発生し、特に中小事業者に過度の負担を強いることになる。
- 中小事業者は、経理事務の体制も脆弱であるため、軽減税率導入の際は事務負担について配慮が必要である。
- 軽減税率そのものが事務コストの著しい増大を招き、利益圧迫要因となり、かえって商品価格の上昇要因となるため、軽減税率の導入によって飲食料品の価格がどの程度下がるかは疑問である。
- 事務負担の増大等の懸念に対しては、簡易な還付措置等の事務負担軽減策と、財政上の支援による税務対応の高度化により乗り越えられる。
- 軽減税率の導入に際しては、システム変更のための時間的猶予が必要であり、また、システム変更に要する多額の経費に対する助成措置も必要である。
- 区分経理については、「六月資料」A案からD案のいずれの案であっても対応する。

- 請求書等保存方式（「六月資料」 A 案及び B 案）については益税の問題、税額別記請求書方式（「六月資料」 C 案及び D 案）については、免税事業者が課税選択をせざるを得なくなり、事業者の事務負担及び税務行政の執行コストが増加するといった問題がある。
- 精緻な仕組みほど事業者の負担が高まるため、中小零細企業の負担を考えると曖昧な仕組みとならざるを得ないが、そうなれば税の公平性、公正性から問題となる。
- 複数税率制度を導入する場合には、中小事業者の事務負担に配慮し、また免税事業者が取引から排除されないよう、益税が増加するという問題があるものの、請求書等保存方式（「六月資料」 A 案又は B 案）を維持すべき。
- 軽減税率を導入する場合には、益税問題が拡大するなどの問題があることから、現行の帳簿方式からインボイス方式（「六月資料」 C 案又は D 案）に変更すべき。
- 一定の準備期間が必要であるが、経営管理の高度化のためにも段階的にインボイス方式（「六月資料」 C 案又は D 案）へ移行すべき。
- 区分経理に対応した請求書等保存方式（「六月資料」 A 案）が適正な課税を確保する上で機能するのであれば理想的であるが、事業者番号及び請求書番号を付さない税額別記請求書方式（「六月資料」 C 案）が現実的である。
- 軽減税率導入の場合には、インボイス制度の導入が必須であるが、事務負担が増加するとともに実務上の混乱が発生する。
- インボイス制度を導入した場合には、免税事業者からの仕入税額が控除出来ず、納税負担が増加する、あるいは免税事業者が商取引から排除され、廃業する小規模事業者も出てくること懸念される。
- 農産物直売所では委託販売方式を採っており、軽減税率制度を導入した場合には、生産者が免税事業者か課税事業者かを予め登録してもらう必要が出てくるなど、実務上様々な懸念がある。
- 農業者の事務負担の軽減等の観点から、還付申告については、現行の簡易課税制度をベースとした簡易・簡素な仕組みを設けるべき。

## 5. 簡易課税・マージン課税について



- 簡易課税制度については、軽減税率を導入すれば、欧州のようにみなし仕入率の区分が大幅に増加するなど、今のような簡易な仕組みは維持できず、納税者の事務負担が大幅に増加する。
- マージン課税については、様々な書類をつくらなければならない、非常に手間がかかり、また業法の義務を超えて顧客の氏名・住所等をすべて記載した書類を作成するのは、顧客の同意を得難く実現不可能である。
- 区分経理の方法として税額別記請求書方式（「六月資料」C案又はD案）を採用する場合は、中古品に限ってマージン課税制度の導入が必要。
- マージン課税制度について、全ての商品を単品管理している事業者は極めて稀。安価な商品まで単品管理することは困難である。
- 仕入と同一の課税期間内に販売できない場合、現制度と比較すると、短期的には消費税負担が大きくなる恐れがある。仕入れの時点で消費税が控除できる制度にするべき。